建築・都市整備・道路委員会令和6年9月17日道路

# 横浜市シェアサイクル事業の公募について

#### 1 趣旨

本市では、平成 26 年 4 月から「横浜都心部コミュニティサイクル事業」を本格実施し、また、都心部以外については、令和 4 年 6 月から「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を実施することで、シェアサイクルの全市展開を進めてきました。

この度、両事業が今年度末をもって満了することに伴い、令和7年度から市内全域での「横浜市シェアサイクル事業」を公民連携で実施するため、協働事業者を公募します。

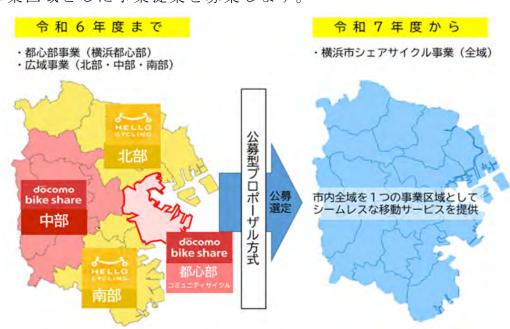
#### 2 事業の概要

# (1) 事業手法

良質な事業提案を評価する「公募型プロポーザル方式」で事業者を募集・ 選定します。選定した協働事業者と協定を締結することで、協働事業者は公 有地におけるシェアサイクルポートの優先的な占用や使用が可能となりま す。なお、複数の事業者による共同事業体での事業提案も可能とします。

#### (2) 事業区域

現在4つのエリアで実施しているシェアサイクル事業を、市内全域で一つの事業区域とした事業提案を募集します。



※本市との協働事業以外の民間単独でのシェア サイクル事業については、引き続き可能です。

## (3) 事業期間

令和7年度から令和11年度までの5年間 (最大で令和16年度まで事業延長可能)

## (4) 事業の目的

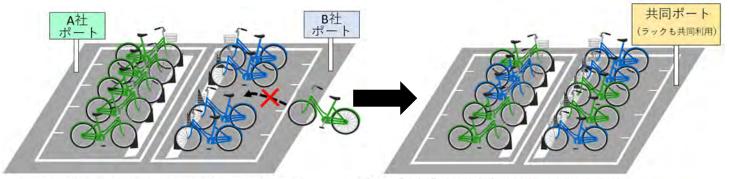
これまでの都心部事業や広域社会実験の取組を踏まえ、「移動の利便性向上」、「都市の活性化」、「脱炭素社会の形成」、「交通安全の推進」の4つを事業目的とします。

## (5)協働事業者へ提案を求めるものの例

(これらの例は、事業者公募における加点要素として提案を評価)

ア 共同ポート化による相互乗入

横浜を含む全国の主要都市には現在、複数のシェアサイクル事業者が事業 展開しており、利用者の利便性を最大化させるためには共同ポート化が有効 であるため、異なる事業者の車両の相互乗入の提案を求めていきます。



【現在】併設ポートだが、異なる事業者の 区画(ラック)への返却はできない。 【R7~】事業者間で駐輪情報を相互に共有し、 異なる事業者の区画(ラック)でも返却可能

図 共同ポート化による相互乗入のイメージ

#### イ 地域特性に応じたポート配置

利用ニーズの高い横浜都心や駅周辺のポートの整備と合わせて、鉄道駅から 800m 圏域外やバス停から 300m 圏域外となっているなど、駅・バス停から一定程度離れている地域にもポートを整備する提案を求めていきます。

#### 3 今後の予定

令和6年9月 公募要項の公表(協働事業者の公募開始)

12月 協働事業予定者の決定

令和7年2月~協働事業者の決定(協定書締結)

4月 協働事業開始